

「監視社会をめぐるプライバシー問題」 —監視カメラ社会におけるプライバシー保護—

富山研究室 02601023 小川貴之

1. はじめに

近年、社会が情報に価値を見出し情報技術が発達していくのに伴って私たちの生活はかつてないほどに豊かで便利なものになったように思われる。しかし、そういった生活の豊かさや便利さは情報化社会の一面に過ぎず見逃してはならない問題があることを忘れてはならない。今日では監視社会という言葉を目にする機会が増えてきた。監視社会とは簡単に言うと社会が情報化へと進むにつれて、情報というものの価値が理解されるようになったために様々な技術を駆使して情報の監視に積極的になるようになった社会のひとつの形態である。だが、このような監視社会が浸透してくるということは私たち個人の情報もまた監視される恐れがあるということである。このように監視社会は私たちの生活が豊かで便利になる一方で私たちのプライバシーを侵害する恐れのあるものである。そこで本研究の目的は、このような情報化社会における今日の日本において、その形態の一つである監視社会が私たちに生活の利便性や安全性といった恩恵をどのように与えるかを調べる一方、逆に監視社会が浸透することによってプライバシーという私たちの人権を侵害する恐れのある機会が増えることについてどのような対策が現状でとられているのか、またどのような対策をとるべきであるのかについての研究である。

2. 監視社会を支える技術の例

2.1. 監視カメラ

監視社会を支える技術の一例としてまず始めに監視カメラを取り上げる。監視カメラは主に防犯目的で使用されている。また、裁判が起こった場合には証拠となるように映像を録画することもある。それでは実際に監視カメラを設置したことにより、設置する以前と比較してどれほどの違いが生じたかを実際のデータに基づき示す。

各地区の監視カメラ設置した年と前年との刑法犯認知件数の減少数と減少率

	刑法認知件数の減少数	刑法犯認知件数の減少率
歌舞伎町一丁目、二丁目	85件	12.9%
渋谷区宇田川町地区	317件	18.4%
豊島区池袋西口地区	136件	7.4%

(警視庁ホームページ参考)

またこの結果に加え歌舞伎町一丁目、二丁目地区では監視カメラ稼動から1年の間で、合計63件の映像データを提供し内29件が犯人検挙につながっている。以上のことから監視カメラの効果により、犯罪認知件数が減少したことがわかる。

2.2 住民基本台帳ネット

住民基本台帳ネットワークシステム（通称：住基ネット）は、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、次の4つの情報、氏名、生年月日、性別、住所を住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とするシステムであり、電子政府・電子自治体の基盤となるものである。これまで市役所ごとに管理されていた住民基本台帳がコンピュータオンラインで全国のネットワークに乗り行政の合理化や住民の利便の増進に役立っている。

2.3 ハイテク監視技

ハイテク監視技術とはその名のとおりハイ（高度）なテクノロジー（科学技術）を駆使した監視技術のことであり、バイオメトリックス、ICカード、遺伝子解析研究といったものがある。

バイオメトリックスとはいわゆる生体認証のことであり、人間の体そのものを対象にした個人認証の手段である。ICカードは、現在広く利用されている磁気カードに比べより大量のデータを扱うことができること、セキュリティ（安全性）にすぐれることから次世代のカードとして広く注目を集めている。例えば、医療分野では診察件や住民カードに病歴、治療記録、保健情報などを記録することによりサービスの向上と事務の合理化をはかれる。ヒトゲノム解析とはDNAに含まれる遺伝子の情報を研究し、解析することをヒトゲノム解析と呼ぶ。期待される効果には全DNA配列を解析し、すべての遺伝暗号のもつ意味を明らかにすることにより、生命の設計図の仕組みを解明し病気の発症に関係する遺伝子を明らかにして、その克服や予防への新しい道を開く。

3. 監視社会の問題

3.1. 監視の意味の多様性

そもそも監視社会とは一体どういうものであるのかということについて監視の意味について一度整理してみることにする。まずは、辞書を用い監視の意味を調べると「不都合な事の起こらぬように見張ること」（大辞林）とされている。これを踏まえて監視社会を支える技術の例を見てみると、これら間で使われている「監視」の意味が若干異なっているのである。

例えばハイテク監視技術の一例として挙げられるバイオメトリックスはセキュリティーに特化した技術であり、これは「不都合なことの起こらぬように見張る」ことを目的としているといえる。また監視カメラで使われる監視の意味は「不都合なことの起こらぬように見張ること」を目的とする使われ方であり、実際に監視カメラによる効果は犯罪抑止につながっている。加えて監視カメラの効果はそれだけに止まらず、「不都合なことが起こった場合、それに対処する手段になる」という側面も持っている。しかし、監視社会における「監視」の意味はこれだけでなく、例えば住基ネットの場合、この本質は明らかに「不都合なことの起こらぬように見張る」とはかけ離れている。住基ネットは国民の個人情報を国が一元的に管理し、それを行政手続の効率化のために利用している。そのため住基ネットにおける監視とは管理の要素を強く含んでいると言えるだろう。以上のことから監視とは「不都合なことの起こらぬようにある主体（国、人など）

が特定の対象（国、人など）を見張り、その結果必要と思われた場合には何らかの処置を施す、またそれ以外にも生活の利便のためにある主体が特定の対象（の情報）を管理する」ことである。

3.2. 監視社会における諸問題

3.2.1 監視社会を支える技術がそれぞれ持つ独自の問題

監視社会といっても実際には多種多様な技術があり、その問題のもその技術の特徴により異なってくるのである。例えば監視カメラの設置には費用がかかる。N システムについて平成 7 年単年度予算だけ 200 億円以上の税金が投入されたと推測されている。また、監視カメラは機械である以上は監視カメラの故障ということが起こりうる。また住民基本台帳ネットワークシステムが抱える独自の問題について日本弁護士連合会が行った住基ネット施行に関するアンケートより住民基本台帳ネットワークシステムの管理する者の知識と技術の欠如が挙げられる。実際に運用していく中でシステムのトラブルの対処ができなくて、誤った扱いが原因になり問題が生じる可能性が出てくる。また、全国民の個人情報を一元的に管理して行政の効率化を図ることを目的としているのに対し、全ての自治体が肯定的であるというわけではなく実際に参加も見送った自治体も存在している。ハイテク監視技術の例としてバイオメトリックス、IC タグの活用、ヒトゲノム解析というものを挙げた。最近になってやや聞き覚えのある単語になりつつあるが、これらは最新の技術であったりまだ研究段階であったりで一部の間でしか実用化がなされてはいない。そのためにこの先一般的に企業や家庭に定着するにはまだ時間がかかるだろう。

3.2.2 監視社会とプライバシーの問題

監視カメラは家庭や企業街中の至る所の映像を映し出し、今日では防犯目的で一般家庭にも監視カメラが出回ることも多くなってきたが、これが逆に銭湯やサウナなどの脱衣所に設置され盗撮に使われるといった個人のプライバシーが侵害されている例がある。また、街頭に設置された監視カメラのように公的空間を利用する人々の権利や利益が損なわれる恐れがある。

田島（2003）は住基ネットでは日本の全国民の基本情報がコンピュータネットワークで繋がれ全国で一元的に管理、運用されているため、もしもこれが漏れたり不正に使用されることにより、私たちの大量な個人情報が商売の道具として利用されたり、不正に悪用されれば被害の規模は計り知れないと指摘する。

バイオメトリックスとプライバシーの問題として、将来的にバイオメトリックスが広く一般に浸透して、国や地方自治体において国民一人一人の身体的特徴を記録し犯罪の抑止や早急な解決策の一つとして徹底的に管理がなされる可能性がある。IC カードの一種である住基カードについて田島（2003）は、住基カードは各自治体に申請することにより発給され、より多くの行政サービスを受けることが可能となるが、その住基カードには例えば氏名や生年月日、住所等私たちの様々な個人情報が蓄積されていてももちろんそれは各種サービスの提供のため国によって管理されているのだが、問題としてはそこに記録されている多くの個人情報であり、住基カードの盗難や不正に使用されれば私たちのプライバシーに大きく関わってくると指摘する。

粥川（2003）はヒトゲノム解析で得た個人の遺伝情報が、いわば対象者を丸裸にして隅から隅まで入念に調べたようなもので究極のプライバシーであるといつてよいと指摘する。その扱いによっては重大な事態も想定される。例えばそこから病気になるかもしれないといった情報を得て、その情報が漏れれば、保険や雇用契約などの際に差別を受ける恐れもある。

3.3 監視社会の問題への取り組み

このように監視社会と一言と言っても監視には多様な意味があり、同様に監視社会を支える様々な技術にもそれぞれ独自の特徴がある。そのために格監視技術が引き起こす問題にも必然的に独自の問題が起こるのである。そのため、問題を解決するためにはそれぞれに対応した対策をとる必要がある。また、監視技術を用いた結果、監視の対象となるものの情報の漏洩、プライバシーが侵害される危険性があるということである。この危険性にはプライバシーがどれほど侵害されるかにより段階があると考えられる。そして、こういった問題の対策にも国レベルから個人レベルまで段階がある。例えば住基ネットの稼動するにあたり、国は個人情報の保護を目的として個人情報保護法の制定を急務とした（実際に全面試行されたのは2005年4月）。監視カメラを設置する際にはプライバシーに考慮した条例が制定されている。またGPSや無線ICタグを使って相手の位置を確かめる行為には自分と相手の相互理解が必要となるだろう。このように監視社会を支える技術にはそれぞれ独自の問題とプライバシーに関する問題を持っており国、自治体、個人というそれぞれの問題のレベルと特徴に応じて対応策と対応する主体は変わってくる。そのために一概に監視社会における諸問題の解決策を求めることは難しいだろう。重要なのは監視カメラには監視カメラの住民基本台帳ネットワークには住民基本台帳ネットワークなどそれぞれに対応した最適な制度を確立する必要があるということである。

4. 諸外国における監視カメラ規制の取り組み

イギリスでは政府機関が監視社会化を強力に推進してきたため、監視カメラ規制はなく街中の至る所に監視カメラが設置されていた。だが、プライバシーを理由に徐々にルール作りを求める声が強くなり監視カメラシステムの必要性を認めながらも、一定のルール作り、設置、利用に規制をかけることになりデータ保護法が制定された。

スイスは、民間が設置、利用する監視カメラについて広報を出し、一定の公的規制を加えている。民間の監視カメラを対象に個別に規制を加えている国は、世界的に見れば少数派であるという。1992年にスイスで連邦データ保護法の下連邦データ保護官制度が創設され「私的個人によるビデオ監視カメラに関する公報」を公表している。私的個人・民間機関がビデオ監視カメラを設置、利用場合の一定のルールを作成した。

カナダの監視カメラの規制については各州が行っている。各州は監視カメラ規制を公的領域にのみ適用するガイドラインを公表している。例には監視カメラ規制に対するブリティッシュコロンビア州の公共機関によるビデオ監視技術利用に関するプライバシーガイドラインがある。

アメリカ合衆国のワシントン D.C.では9. 11の同時多発テロ以降監視カメラの設置、利用

は日増しに増え、地域全体を監視できる集中監視システム導入に動いている。一方でワシントン D.C.警視庁は人権擁護の観点から、濫用をコントロールする規制を作り一定の指針を公表した。

5 日本における監視カメラ規制の現状と今後の取り組み

5.1 日本の監視カメラ規制の現状

5.1.1 国の政策

日本では2003年7月に「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案」が国会に提出された。目的としては行政機関等が監視カメラを扱う際に必要な事項を定めることにより、みだりに容貌の撮影をされない自由、みだりに私生活に関する情報の収集又は管理をされない自由、といった国民の自由と権利を保護することを目的とされた法律である。しかし、この法律案については審議が未了であるため施策には至っていない。

5.1.2 地方自治体の政策

地方自治体の政策については多くの自治体が積極的に監視カメラの利用の規制について何かしらの政策をとっている。中でも杉並区は2004年7月、「防犯カメラの設置及び利用に関する条例」を施行した。防犯カメラを設置する際、区長への届け出を義務付ける。対象場所は、鉄道の駅の自由通路、売り場面積が3000㎡を超えるスーパー、定員が500人以上の劇場など。これらの場所に設置する鉄道事業者や、自主的な防犯活動をする団体などに届け出義務が生じる。

5.2 諸外国から学ぶ今後の取り組み

国の政策として現在は監視カメラの扱いについて規制する法律はない。一方イギリスを始めとするEU諸国では90年代の後半から国単位での監視カメラに対する規制を行っており、またアメリカも大都市レベル規制策を用いている。このようにしてみると日本の監視カメラの規制に対する法整備が他の先進国と比べて遅れていると考えられる。この原因として監視カメラ大国と呼ばれるイギリスや9.11のテロ以降のアメリカのように監視の目が大きくならなかった日本では国が具体的な行動を起こすタイミングがなかったのではないかと考えられる。何かが起こってから行動を起こしたのでは結果的に取り返しのつかないことになりうる可能性もある。監視カメラに期待が高まり需要が増えているからこそ一番必要なことは国として具体的な行動を起こすべきである。

その一方自治体レベルで見ると監視カメラの規制について何らかの策を施していることがわかる。特に注目すべきは杉並区が全国で初めて監視カメラに関する条例を施行したことだ。そこ杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例を例にとり私なりの改善点を指摘し、プライバシーの保護を図る上での重要なポイントを挙げる。

杉並区の条例では罰則規定は存在していない。イギリスのデータ保護法では違法な行為があった場合にはその行為をしたものに処罰が下されるようにプライバシーに関わることは、私たちの権利や利益に関わることであるために、細心の注意をする必要があるはずである。そのためにもプライバシーの侵害の危険性がある監視カメラの設置や利用の扱いについては慎重に行われる

べきであり不都合なことの起こらぬように、また不都合なことが起こった対処の一つとして罰則規定は設けるべきだろう。

次に苦情の申し立てについてこの条例では 区長は監視カメラの設置利用について苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとしてされているが、やや曖昧である。結局、設置や利用についての決定を私たちは持っていないため、区や州が適切に処理をした結果こうなったと言えれば従わざるを得ない。そのため、もう少し具体的にどのような行動を区が起こすか定める必要がある。

また、防犯カメラに映った画像の開示を求められた場合、本人に開示するよう配慮するだけ書かれているが、日本国憲法13条よりプライバシー権が認められており、現代ではプライバシー権は自己に関する情報をコントロールする権利と解釈される場合があるこのことに基づけば防犯カメラに映った自分の画像の処理について自ら扱う権利がある。そのため、他国の例を参考にしても、もし画像の開示を求められたならばそれに従うべきである。

6. おわりに

監視社会と一言で言え実際には多くの技術があり、その特徴もそれぞれ異なってくる。そして、同時にプライバシーに関わってくる問題も存在していることがわかった。このようなプライバシーの侵害に対処する最も効果的な方法がそれぞれの監視技術の特徴を把握し、その上でそれぞれに対応した最適な制度を確立することが理想である。プライバシー権は私たちが生きていくうえで認められている重要な権利である。そのためにも生活が便利で豊かになるからと言って、プライバシーの保護をおろそかにするべきではない。これから先技術はどんどん進歩していくだろう。将来的には今では考えられないような監視社会の到来も来るかもしれない。ただ忘れてはならないのは、私たち一人一人は生きている人間であり尊重されるものであるということだ。

参考文献・URL

江下雅之, 2004, 監視カメラ社会—もうプライバシーは存在しない—, 講談社+α新書(14-37, 137-140)

小倉利丸, 2001, 監視社会とプライバシー, インパクト出版会(54-101))

国領二郎・日経デジタルコアトレーサビリティ研究会, 2004, デジタルID革命, 日本経済新聞社

白石孝・小倉利丸・板垣竜太, 2003, 世界のプライバシー権運動と監視社会(235-262)

田島恭彦・斎藤貴男・山本博, 2003, 住基ネットと監視社会(59-100)

デイヴィッド・ライアン, 2004, 9・11以後の監視, 明石書店

警視庁 <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/index.htm>

N-system <http://www.sakuragaoka.gr.jp/nsys/index.html>

杉並区役所 <http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

監視カメラについての取り組み <http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/chiiki/20041004.htm>

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15601049.htm

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku/chiiki/20041004.htm>